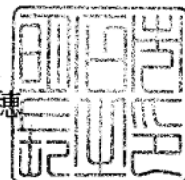


諮問第1号

明 都 諮 第 1 号
平成29年(2017年)8月17日

明石市都市計画審議会
会長 安田 丑作 様

明石市長 泉 房 穂



建築基準法第51条ただし書きの規定による産業廃棄物処理施設の敷地の位置について

みだしのことについて、建築基準法第51条ただし書きの規定により、次のとおり
審議会に諮問します。

1 建築基準法第 51 条について

都市計画区域内においては、卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場、その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物等は、都市計画において、事前にその敷地の位置が決定していなければ設置することが出来ません。

しかしながら、明石市が、同法第 51 条のただし書きの規定により、兵庫県の都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可する場合は、その敷地に施設の設置が可能となります。(参考 1 : P 6)

そのため、兵庫県の都市計画審議会の議を経るに先立ち、本市の都市計画審議会のご意見を頂く必要があると考えています。

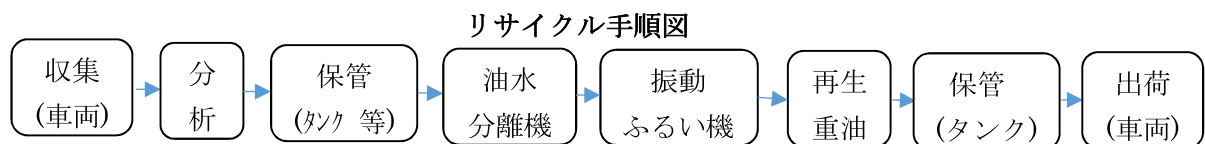
2 施設の概要

- ・ 名 称 株式会社ダイセキ 資源リサイクルセンター (申請者)
- ・ 位 置 明石市二見町南二見 21-3 (敷地面積：約 1 ヘクタール)
- ・ 処理施設 廃油の油水分離施設 (180 立方メートル/日 : 24 時間稼働時)

当施設は、申請者である株式会社ダイセキが資源リサイクルセンターとして、平成 28 年 2 月より、使用済み廃油を原料に、再生重油の製造 (営業時間：8:30 から 17:30) を開始しており、限りある石油資源を有効に活用するため、取引先から廃油を収集し、再生重油に加工し販売することにより、廃油のリサイクルを行っています。

再生重油のリサイクル手順は、下記の図に示す通り、使用済みとなった原料の廃油を各事業者から、車両にて収集・分析のあと保管タンク等に一時保管します。

その後、油水分離機に送り水分の除去を行い、振動ふるい機により、不純物の除去後に再生重油となり、製品として保管され出荷の手順でリサイクルが行われます。



3 許可申請理由

現在稼働中のダイセキの施設は、各事業者から廃棄される油に対して、代金を支払い収集し、再生重油に加工し販売しており、この場合は、産業廃棄物に該当しないため、「建築基準法」並びに「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下、「廃棄物処理法」という。)に基づく許可申請が不要となっています。

しかしながら、ダイセキが、各事業者から廃棄される油に対して、代金を支払うのではなく、逆に処分費用を受け取り収集し、再生重油に加工し販売する場合は、同じ廃油であっても産業廃棄物とみなされ、その処理量が、1日 30 立方メートルを超える場合は、その他政令で定める処理施設に該当することとなります。

今後、ダイセキは、再生重油価格の推移により、各事業者から収集する廃油の処分費用を受け取り、引き続きリサイクルを行う予定のため、現在稼働中の施設が「建築基準法」並びに「廃棄物処理法」の許可が必要な施設となります。

なお、兵庫県は、市の許可手続きと並行して廃棄物処理法の規定に基づき、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とした処分業許可の手続きをすすめています。

4 位置図

申請敷地は、市域西端の二見人工島内に位置しています。

また、島内は大部分が工業専用地域に指定されており、大規模工場が立地・集積しています。



[明石市広域図]

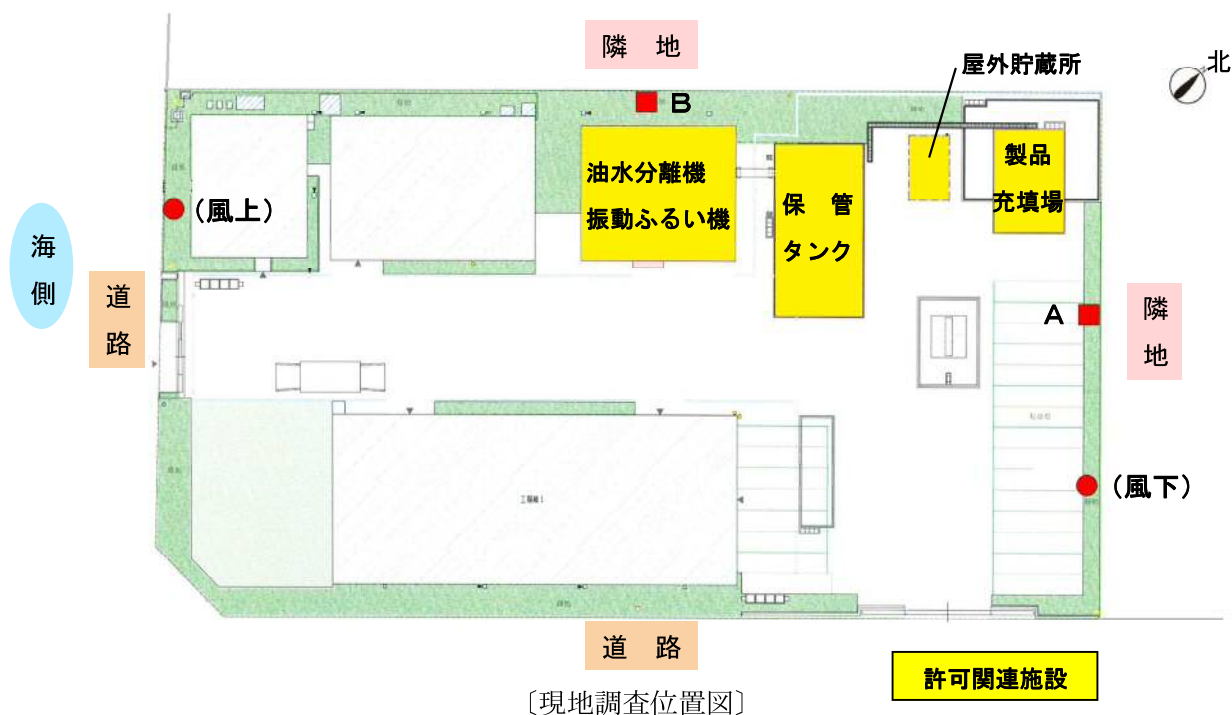


[拡大図]

5 生活環境影響調査の結果について

事業者により、(1)の施設の稼働については、最も騒音、振動が大きな部分及び悪臭については、風上、風下の部分の調査並びに(2)の事業関連車両の走行については、人工島の入口部分の騒音、振動、交通量の調査が行われ、全ての項目において環境保全の目標とする値以下であることが確認されています。

(1) 施設の稼働に関する調査（騒音・振動・悪臭）



【騒音】

調査場所	調査日時	環境保全目標	調査結果（最大値）
■	H28. 11. 1(火) 10時～ (24時間)	【騒音規制法による数値】 朝・昼間・夕（6時～22時）：70dB 夜間（22時～6時）：60dB	敷地境界北側（A） 朝・昼間・夕：63dB 夜間：53dB 敷地境界西側（B） 朝・昼間・夕：64dB 夜間：60dB

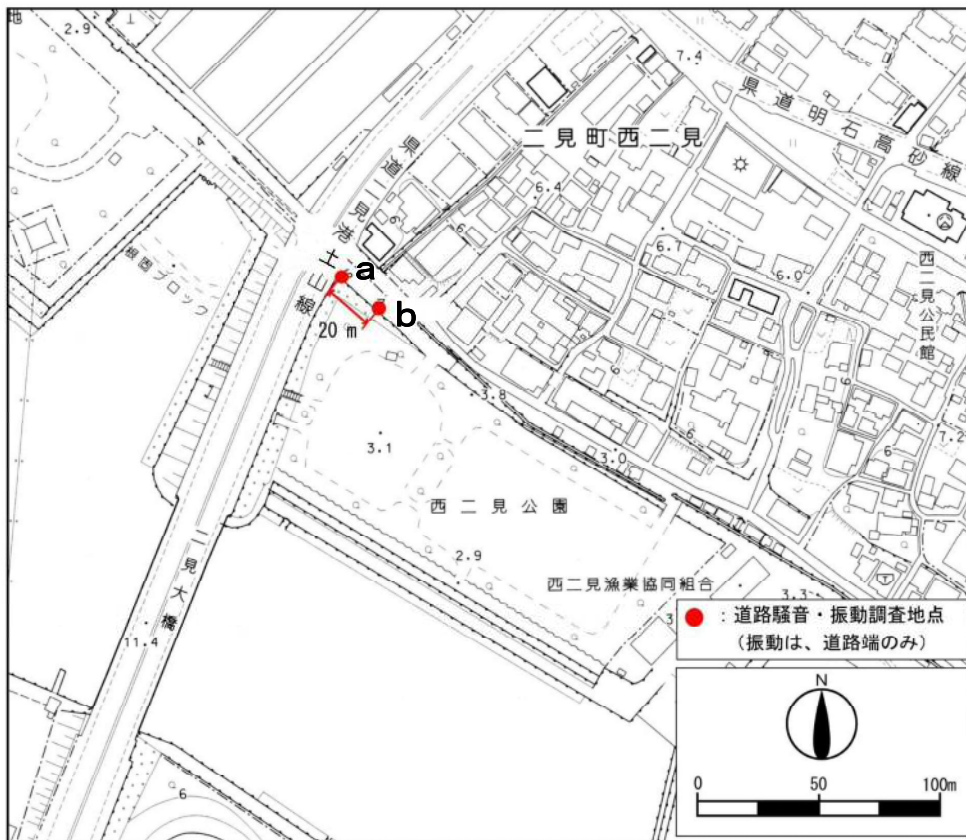
【振動】

調査場所	調査日時	環境保全目標	調査結果（最大値）
■	H28. 11. 1(火) 10時～ (24時間)	【振動規制法による数値】 昼間（8時～19時）：65dB 夜間（19時～8時）：60dB	敷地境界北側（A） 昼間：42dB 夜間：36dB 敷地境界西側（B） 昼間：42dB 夜間：33dB

【悪臭】

調査場所	調査日時	環境保全目標	調査結果
●	H28. 9. 27 (火) H28. 10. 11 (火)	<p>【悪臭防止法による数値】</p> <p>アンモニア : 1.0ppm アセアルデヒド : 0.05ppm</p>	<p>風上</p> <p>アンモニア : 0.5ppm アセアルデヒド : 0.002ppm</p> <p>風下</p> <p>アンモニア : 0.2ppm アセアルデヒド : 0.001ppm</p> <p>※その他の悪臭物質は測定下限値未満であった。 (参考2 : P 7)</p>

(2) 事業関連車両の走行に関する調査 (騒音・振動・交通量)



〔現地調査位置図〕

【騒音】

調査場所	調査日時	環境保全目標	調査結果 (平均値)
●	H28. 11. 1 (火) 6 時～ (24 時間)	<p>【環境基本法による数値】</p> <p>県道二見港土山線道路端 (a) 昼間 (6 時～22 時) : 70dB 夜間 (22 時～6 時) : 65dB</p> <p>県道二見港土山線背後地 (b) 昼間 (6 時～22 時) : 65dB 夜間 (22 時～6 時) : 60dB</p>	<p>(a)</p> <p>昼間 : 69dB 夜間 : 62dB</p> <p>(b)</p> <p>昼間 : 61dB 夜間 : 55dB</p>

【振動】

調査場所	調査日時	環境保全目標	調査結果（最大値）
● (aのみ)	H28. 11. 1(火) 6時～ (24時間)	【人が振動を感じ始める数値】 昼間（8時～19時）：55dB（70dB）* 夜間（19時～8時）：55dB（65dB）* *（ ）内数値は振動規制法による数値	昼間：47dB 夜間：44dB

【交通量】

調査場所	調査日時				
● (aのみ)	H28. 11. 1(火) 6時～（24時間）				
道路構造	走行速度 (km/h)	交通量（台/24h）			
		大型車		小型車	計
		現状	増加分*		
平面	50	3,676	104 (約0.7%)	10,014	13,794

*増加分は、現状の営業時間（8:30～17:30）を超えて24時間稼働した場合の想定増加台数

6 地域住民説明等実施状況について

(1) 説明会等

地元説明等については、平成28年8月から11月にかけて、事業者により、各自治会、漁業協同組合などの代表者に事業の説明及び生活環境影響調査結果の報告が行われましたが、特に意見はなかったとの報告を受けています。

また、自治会及び漁協に対して事業の説明会の開催を提案されましたが、地域への大きな影響がないため必要ない、との回答であったと報告を受けています。

〔自治会等への説明状況〕

自治会等	(平成28年) 月/日
二見町連合自治協議会	10/25, 11/29
西二見自治会	10/25, 11/29
東二見自治会（5町会）	10/25, 11/29
西二見漁業協同組合	9/22, 10/25, 11/29
東二見漁業協同組合	9/22, 10/25, 11/29
播磨漁業協同組合	9/22, 10/25
二見臨海工業団地企業連絡協議会	8/2～（随時）
隣接企業	10/13, 11/29

(2) 事業計画の閲覧

平成28年12月1日から12月30日まで（土・日・祝日は除く）、事業者から各自治会に縦覧案内文を回覧し、ダイセキの事務所内にて縦覧を行い、意見書の提出を求めましたが、意見書の提出はなかったとの報告を受けています。（意見書の提出期限は、平成29年1月20日）

(参考1) 関係法令について

建築基準法

(卸売市場等の用途に供する特殊建築物の位置)

第五十一条 都市計画区域内においては、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならない。ただし、特定行政庁が都道府県都市計画審議会（その敷地の位置を都市計画に定めるべき者が市町村であり、かつ、その敷地が所在する市町村に市町村都市計画審議会が置かれている場合にあつては、当該市町村都市計画審議会）の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合又は政令で定める規模の範囲内において新築し、若しくは増築する場合においては、この限りでない。

建築基準法施行令

(位置の制限を受ける処理施設)

第三百十条の二の二 法第五十一条本文（法第八十七条第二項又は第三項において準用する場合を含む。）の政令で定める処理施設は、次に掲げるものとする。

二 次に掲げる処理施設（工場その他の建築物に附属するもので、当該建築物において生じた廃棄物のみの処理を行うものを除く。以下「産業廃棄物処理施設」という。）

イ 産業廃棄物処理法施行令第七条第一号から第十三号の二までに掲げる産業廃棄物の処理施設

(卸売市場等の用途に供する特殊建築物の位置に対する制限の緩和)

第三百十条の二の三 法第五十一条ただし書（法第八十七条第二項又は第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により政令で定める新築、増築又は用途変更の規模は、次に定めるものとする。

三 工業地域又は工業専用地域内における産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物に係る新築、増築又は用途変更（第六号に該当するものを除く。）	一日当たりの処理能力（増築又は用途変更の場合にあつては、増築又は用途変更後の処理能力）が当該処理施設の種類に応じてそれぞれ次に定める数値以下のもの ホ <u>廃油の油水分離施設</u> <u>三十立方メートル</u>
--	---

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令

(産業廃棄物処理施設)

第七条 法第十五条第一項の政令で定める産業廃棄物の処理施設は、次のとおりとする。

四 廃油の油水分離施設であつて、一日当たりの処理能力が十立方メートルを超えるもの

(参考2) 悪臭調査結果表

単位：ppm

調査項目	調査地点	風上	風下	規制基準値
特定悪臭物質	アンモニア	0.5	0.2	1
	メチルメルカプタン	0.0005 未満	0.0005 未満	0.002
	硫化水素	0.0005 未満	0.0005 未満	0.02
	硫化メチル	0.0005 未満	0.0005 未満	0.01
	二硫化メチル	0.0005 未満	0.0005 未満	0.009
	トリメチルアミン	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005
	アセトアルデヒド [°]	0.002	0.001	0.05
	プロピオンアルデヒド [°]	0.001 未満	0.001 未満	0.05
	ノルマルブチルアルデヒド [°]	0.001 未満	0.001 未満	0.009
	イソブチルアルデヒド [°]	0.001 未満	0.001 未満	0.02
	ノルマルバレールアルデヒド [°]	0.001 未満	0.001 未満	0.009
	イソバレールアルデヒド [°]	0.001 未満	0.001 未満	0.003
	イソブタノール	0.01 未満	0.01 未満	0.9
	酢酸エチル	0.01 未満	0.01 未満	3
	メチルイソブチルケトン	0.01 未満	0.01 未満	1
	トルエン	0.01 未満	0.01 未満	10
	スチレン	0.01 未満	0.01 未満	0.4
	キシレン	0.01 未満	0.01 未満	1
	プロピオン酸	0.0005 未満	0.0005 未満	0.03
	ノルマル酪酸	0.0004 未満	0.0004 未満	0.001
ノルマル吉草酸	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0009	
イソ吉草酸	0.0004 未満	0.0004 未満	0.001	

備考：規制基準は敷地境界線の地表における濃度である。

(参考3) 搬出入ルート図

